

# 第 10 期 事 業 報 告

〔 平成 26 年 4 月 1 日から  
平成 27 年 3 月 31 日まで 〕

西日本高速道路株式会社

(注) 本書類における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 事業報告

(平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済対策の効果もあり、緩やかな回復基調が続いているものの、年度前半は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減や、夏の天候不順の影響等により実質 GDP 成長率がマイナスとなりました。こうした状況の下、年末の政府の緊急経済対策や政労使会議を含む各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる状況にあります。

このような経済情勢の下、当社グループが運営する高速道路事業において、通行台数は、4 月からの消費増税や料金割引制度の見直し等の新たな高速道路料金の導入、天候不順の影響等により前期比 3.8%の減となりました。一方、料金収入は、料金割引制度の見直し等により、前期比 18.6%増の 718,168 百万円となりました。

また、高速道路の健全性を将来にわたり確保するための取り組みとして、国土交通大臣より大規模更新・大規模修繕等の特定更新等工事（以下「特定更新等工事」といいます。）の事業許可を受けたほか、高速道路ネットワークの形成・充実に向けて道路建設事業を着実にを行い、東九州自動車道（行橋 IC～みやこ豊津 IC）等の 2 道 3 区間を新たに開通しました。

高速道路事業以外の事業においては、サービスエリア・パーキングエリア（以下「SA・PA」といいます。）事業を中心に展開し、通行台数の減少の影響などにより、店舗の売上は前期比 4.8%減の 144,242 百万円となりました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は 1,012,023 百万円（前連結会計年度比 14.1%増）、営業費用は 1,006,498 百万円（同 14.1%増）、営業利益は 5,525 百万円（同 23.5%増）、経常利益は 7,972 百万円（同 29.1%増）となり、当期純利益は 3,021 百万円（同 13.2%減）となりました。

事業別の概況は次のとおりです。

#### (高速道路事業)

高速道路事業においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と平成 18 年 3 月 31 日に締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」、「一般国道 31 号（広島呉道路）に関する協定」、「一般国道 165 号及び 166 号（南阪奈道路）に関する協定」及び「一般国道 201 号（八木山バイパス）に関する協定」（その後の協定変更を含みます。）並びに道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 3 条の規定による許可及び同法第 4 条の規定に基づき、高速道路の

新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行いました。

まず、道路管理事業については、高速道路の健全性を将来にわたり確保するための取り組みとして、特定更新等工事の実施に関し、平成 27 年 3 月 24 日付けで「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」の変更を行い、同月 25 日付けで道路整備特別措置法に基づく事業許可を国土交通大臣より受けたところであり、特定更新等工事を実施するために必要な調整を進めました。

また、国土交通省の「新たな高速道路料金に関する基本方針（平成 25 年 12 月 20 日発表）」等を踏まえ、平成 26 年 4 月 1 日から、E T C 車の料金水準及び料金割引制度全体の整理を行い、新たな高速道路料金を導入しました。あわせて、消費税の税率変更のほか、政府の緊急経済対策の一環として実施してきた高速道路利便増進事業の終了に伴う料金割引制度の見直しを行いました。なお、当社が管理していた一般国道 201 号（八木山バイパス）につきましては、地域の堅調な交通量に支えられ、料金徴収期間を前倒して償還を完了し、平成 26 年 10 月 1 日より無料開放となりました。

道路建設事業については、新名神高速道路の着実な整備や 4 車線化事業の推進を図るほか、新たに創設された機構の無利子貸付制度を活用して整備するスマート I C 等についての事業許可を平成 26 年 8 月 8 日に受けるなど、高速道路ネットワークの形成・充実を図るとともに、平成 26 年 12 月 13 日には東九州自動車道（行橋 I C～みやこ豊津 I C）が、平成 27 年 3 月 1 日には東九州自動車道（豊前 I C～宇佐 I C）が、同月 14 日には徳島自動車道（徳島 I C～徳島 J C T～鳴門 J C T）がそれぞれ開通したほか、東九州自動車道今川スマート I C 他 2 箇所スマート I C の供用を開始しました。

これらの結果、料金収入及び道路資産賃借料の増加等により、当連結会計年度の営業収益は 961,535 百万円（前連結会計年度比 16.0%増）、営業費用は 960,674 百万円（同 15.8%増）となり、営業利益は 860 百万円（前連結会計年度は営業損失 1,131 百万円）となりました。

#### （受託事業）

受託事業としては、高速道路の計画・建設・管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力・ノウハウを活かして、四国横断自動車道などの国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式（※）による高速自動車国道の新設や、一般国道 24 号の改築事業をはじめとする国や地方公共団体等からの委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は 7,923 百万円（前連結会計年度比 39.7%減）、営業費用は 7,752 百万円（同 40.7%減）となり、営業利益は 170 百万円（前連結会計年度は営業利益 62 百万円）となりました。

※ 高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。

#### (SA・PA事業)

SA・PA事業では、テナント各社と協力し、SA・PAを「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」を実感していただける「お客さま満足施設」への変革を目指し、地域性や交通特性を踏まえた店づくり、エリア毎のお客さまニーズにあった品揃え等による店舗展開を実施しました。日常的なご利用においてご満足いただけるサービスを「おもてなしの心」で提供する「モテナス」として名神高速道路黒丸PA（下り線）など8店舗、地域の特徴等を活かしたサービスを提供するエリアとして中国自動車道美東SA（上り線・下り線）及び徳島自動車道上板SA（上り線・下り線）の4店舗をリニューアルオープンしました。また、エリアの店舗棟内に高速道路のお客さまと周辺地域を結び付ける場として「多目的スペース」を設置し、地域との連携の強化・推進を図りました。

その他、ガステーションの配置間隔の改善を図るため、休止していた九州自動車道山江SA（下り線）及び宮崎自動車道霧島SA（上り線・下り線）での運営を再開し、燃料供給体制の確保に取り組みました。

飲食物販部門の売上は96,271百万円（前年同期比6.2%減）、ガステーションの売上が47,971百万円（同1.9%増）となり、SA・PA事業におけるテナント等の店舗売上は144,242百万円（同4.8%減）となりました。

なお、当連結会計年度の営業収益は32,724百万円（前連結会計年度比5.9%減）、また営業費用については、27,789百万円（同2.6%減）となり、営業利益は4,934百万円（同20.8%減）となりました。

#### (その他の事業)

その他の事業は、福岡市天神地区における駐車場事業、佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の2ヶ所におけるトラックターミナル事業、建設等のコンサルティング事業等を行っています。当連結会計年度のその他の事業全体としては、営業収益は10,415百万円（前連結会計年度比2.7%減）となりました。営業費用については、10,872百万円（同5.1%減）となり、営業損失は456百万円（前連結会計年度は営業損失752百万円）となりました。

## (2) 道路資産の帰属の状況

当事業年度において、新設又は改築のために取得した道路資産及び修繕工事又は災害復旧によって増加した高速道路資産完成高は総額240,096百万円であり、その路線・区間等は次のとおりです。

路線・区間等		帰属時期	道路資産 完成高 (百万円)
四国横断自動車道阿南四万十線 【徳島県徳島市川内町鈴江東から徳島県鳴門市大津町大代まで】	新設	平成 27 年 3 月	53,666
東九州自動車道 【福岡県京都郡苅田町大字雨窪から福岡県行橋市大字下検地まで】	新設	平成 27 年 3 月	4,283
東九州自動車道 【福岡県築上郡築上町大字上ノ河内から大分県宇佐市大字山本まで】	新設	平成 27 年 3 月	53,653
東九州自動車道 【福岡県行橋市大字下検地から福岡県京都郡みやこ町下原まで】	新設	平成 26 年 12 月	36,393
東九州自動車道 【宮崎県児湯郡都農町大字川北から宮崎県児湯郡高鍋町大字上江まで】	新設	平成 27 年 3 月	163
近畿自動車道天理吹田線 【郡山下ツ道ジャンクション】	新設	平成 27 年 3 月	9,079
近畿自動車道天理吹田線 【八尾パーキングエリア】	新設	平成 27 年 3 月	160
近畿自動車道天理吹田線 【守口ジャンクション】	新設	平成 26 年 7 月	4,990
中央自動車道西宮線 【蒲生スマートインターチェンジ】	改築	平成 26 年 9 月	276
近畿自動車道天理吹田線 【大和まほろばスマートインターチェンジ】	改築	平成 27 年 3 月	381
近畿自動車道敦賀線 【小浜インターチェンジ】	改築	平成 26 年 7 月	1,317
四国横断自動車道阿南四万十線 【松茂スマートインターチェンジ】	改築	平成 27 年 3 月	317
九州縦貫自動車道鹿児島線 【宇城氷川スマートインターチェンジ】	改築	平成 27 年 3 月	121
東九州自動車道 【佐伯インターチェンジ】	改築	平成 27 年 3 月	848
東九州自動車道 【今川スマートインターチェンジ】	改築	平成 26 年 12 月	213
東九州自動車道 【上毛スマートインターチェンジ】	改築	平成 27 年 3 月	307
中央自動車道西宮線等	修繕	平成 26 年 6 月 平成 26 年 9 月 平成 26 年 12 月 平成 27 年 3 月	73,220

一般国道 31 号 (広島県道路)	修繕	平成 26 年 6 月 平成 26 年 9 月 平成 26 年 12 月 平成 27 年 3 月	134
一般国道 165 号及び一般国道 166 号 (南阪奈道路)	修繕	平成 26 年 6 月 平成 26 年 9 月 平成 26 年 12 月 平成 27 年 3 月	88
一般国道 201 号 (八木山バイパス)	修繕	平成 26 年 9 月	192
中央自動車道西宮線等	災害	平成 26 年 6 月 平成 26 年 12 月 平成 27 年 3 月	286

(注) 1. 「帰属時期」については、当該道路資産が機構に帰属し、当社が機構から借受を開始した時期を記載しています。

2. 道路資産完成高には、建設中利息及び建設中一般管理費を含み、消費税等は含まれていません。

### (3) 当社グループの設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資総額は 37,317 百万円であり、主な内容は、次のとおりです。

#### ① 連結会計年度中に完成した主要設備

西日本高速道路株式会社	料金徴収施設及び ETC 設備の新設 (東九州自動車道みやこ豊前インターチェンジ他 11 箇所)
	ETC 設備の増設 (142 レーン)
	ETC 設備及び料金徴収機械等の更新
	SA 店舗増改築等 (中国自動車道美東 SA 上下線)
西日本高速道路パトロール中国株式会社	事業所等の取得
西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社	車両の購入
西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社	車両の購入
株式会社富士技建	機械設備等の取得

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

西日本高速道路株式会社	料金徴収施設及びE T C設備の新設（京都縦貫道丹波インターチェンジ他 5 箇所）
	E T C設備の増設（169 レーン）
	E T C設備及び料金徴収機械等の更新
	P A店舗増改築等（中国自動車道赤松P A上り線他 1 箇所）
西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社	事業所耐震補強
西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社	車庫の取得
西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社	車両の購入
	事業所等の取得

(4) 当社グループの資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達の総額は 250,000 百万円であり、主に当社の道路建設資金として、次のとおり社債発行及び金融機関からの借入を行いました。

種別	発行日・借入日	発行額・借入額 (百万円)
西日本高速道路株式会社第 22 回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付） （10 年債）	平成 26 年 5 月 19 日	25,000
西日本高速道路株式会社第 23 回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付） （10 年債）	平成 26 年 9 月 3 日	25,000
西日本高速道路株式会社第 24 回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付） （10 年債）	平成 26 年 11 月 18 日	25,000
西日本高速道路株式会社第 25 回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付） （10 年債）	平成 27 年 2 月 10 日	25,000
長期借入金(6 年)	平成 26 年 9 月 26 日	20,000
長期借入金(5 年)	平成 26 年 10 月 29 日	20,000
長期借入金(6 年)	平成 26 年 12 月 24 日	20,000

長期借入金(5年)	平成27年1月28日	25,000
長期借入金(6年)	平成27年3月27日	65,000

## (5) 当社グループの対処すべき課題

平成27年3月25日に国土交通大臣から事業許可を受けた特定更新等工事の円滑かつ着実な実施を図るため、平成26年4月に当社内に「NEXCO西日本高速道路強化再生計画推進会議」を設置し、事業の具体的な進め方等についての検討を重ねており、関係機関との連携も図りながら、平成27年度から事業に着手し、着実な事業推進に取り組んでいきます。

また、高速道路の安全性に対する信頼度を確固たるものとするため、「保全事業システム推進五箇年計画」に基づき、道路構造物・附属物を対象とした総点検及び安全対策を実施するとともに、点検から補修に至る一連の業務が永続的に機能するシステムの早期確立に取り組んでいます。あわせて、将来起こりうる変状の予見も含め、道路構造物などの健全性の見える化など、客観データに基づく診断・評価レベルの高度化に取り組むことにより、保全技術の高度化を図っていきます。さらには、「茨木技術研修センター」を整備し、専門の技術力を有する人材の継続的な育成を進めていきます。

これらのハード・ソフト両面の対策に当社グループ一丸となって取り組むことにより、「100%の安全・安心」を実現し、国民共有の財産である高速道路の健全性と機能を将来にわたって確保するとともに、地域社会や国民の皆様から『信頼』を得られる企業となるよう、より一層努めていきます。

また、当社グループは、平成23年度から平成27年度までの5年間で『自立』と『成長』のための期間と位置付けた「中期経営計画2015」に基づく取り組みを行っており、平成27年度はその最終年度として、以下のような課題に引き続き取り組んでいきます。

### (災害対応力の強化)

災害対応力の強化を図るため、災害対応計画（BCP）の策定や防災備蓄倉庫などの整備に加え、災害発生時に実効性の高い活動ができる体制の構築に向けて、ハード面では新たな交通管制システムの構築、ソフト面では防災訓練、防災研修、災害図上訓練などを通じて災害対応計画の実効性を確認するとともに、訓練などから得られた課題をもとに災害対応計画の見直しや必要なマニュアルの整備などにより、当社の危機対応能力の向上を図ってきました。また、平成27年3月14日に開通した徳島自動車道（鳴門JCT～徳島IC間）において、高速道路と一体となった津波一時避難場所を自治体と連携して整備することで、地域の防災力向上を図りました。

今後も更なる災害対応力の強化をめざして、新たな施策への対応や、災害対応計画



の見直しを行うなど、不断の努力を続けていきます。

(お客さまの満足度の更なる向上)

S A・P Aでは、計画的な店舗建替え・改良の実施による地域性や交通特性を踏まえた店づくり、エリア毎のお客さまニーズにあった品揃え等により、「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」を実感していただける「お客さま満足施設」としての店舗展開を進めています。

また、ブランド戦略については、当社グループが運営する直営店において先駆的に展開し、統一的なサービスの提供や接客水準などの向上により、お客さまの期待を超えた価値の提供に努めていきます。

(ダイバーシティ推進に向けた取り組み)

当社を取り巻く様々な環境の変化、高速道路に対するニーズの多様化に対応するため、「違いを尊重し、個々が活躍し、進化し続けるチームへ」というダイバーシティ推進ビジョンのもと、「ダイバーシティ推進プロジェクト」を立ち上げ、ワークライフ・インテグレーションの推進、女性の活躍促進、定年退職者や障がい者の雇用促進など、多様な人材がより活躍できる会社づくりを進めています。

(積極的な広報活動への取り組み)

高速道路の老朽化に伴う維持修繕費等の増大、自然災害の多発・甚大化、お客さまニーズの高度化・多様化など当社を取り巻く環境が大きく変化している中、当社事業の効果的な推進を図るため、当社グループの経営状況、建設・管理、新事業等への取り組みについて、社長定例記者会見、ウェブサイト、地元事業説明会等で積極的に情報発信し、地域社会や住民の方々との積極的なコミュニケーションを通じた理解・支援・協力を幅広く得るための活動を進めています。また、道路保全事業や建設事業の現場見学会(なるほど!高速道路発見)を積極的に実施しており、催行人数を増やすなど、多くの方々に参加いただけるよう努めていきます。

## (6) 財産及び損益の状況

### ① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第7期	第8期	第9期	第10期 (当連結会計 年度)
営業収益(百万円)	722,400	733,016	886,616	1,012,023
当期純利益(百万円)	2,814	6,433	3,480	3,021
1株当り当期純利益(円)	29.62	67.72	36.64	31.81

総資産(百万円)	732,285	879,941	929,551	951,713
純資産(百万円)	161,308	165,553	159,351	161,493

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第7期	第8期	第9期	第10期 (当事業年度)
営業収益(百万円)	691,587	698,652	851,520	979,541
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	953	6,030	△533	497
1株当り当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	10.04	63.48	△5.62	5.24
総資産(百万円)	708,819	849,884	902,360	924,837
純資産(百万円)	137,712	143,742	143,209	140,433

(7) 重要な子会社等の状況(平成27年3月31日現在)

(a) 重要な子会社の状況

	会 社 名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
①	西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社	110	100.0	SA・PA内営業施設の管理・運営
②	西日本高速道路ロジスティックス株式会社	30	(100.0)	SA・PAへの各種商材、材料等の仕入・卸業務及びその他受託業務
③	西日本高速道路サービス関西株式会社	70	100.0	高速道路の料金収受
④	西日本高速道路サービス中国株式会社	50	100.0	高速道路の料金収受
⑤	西日本高速道路サービス四国株式会社	40	100.0	高速道路料金収受及び交通管理
⑥	西日本高速道路サービス九州株式会社	50	100.0	高速道路の料金収受
⑦	西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社	60	100.0	高速道路の料金収受、交通管理、点検・管理及び保全作業

⑧	西日本高速道路パトロール関西株式会社	20	100.0	高速道路の交通管理
⑨	西日本高速道路パトロール九州株式会社	115	100.0	高速道路の交通管理
⑩	西日本高速道路メンテナンス関西株式会社	420	100.0	高速道路の保全作業
⑪	西日本高速道路メンテナンス中国株式会社	350	100.0	高速道路の保全作業
⑫	西日本高速道路メンテナンス九州株式会社	160	100.0	高速道路の保全作業
⑬	西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社	90	(100.0)	高速道路の点検・管理
⑭	西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社	70	(100.0)	高速道路の点検・管理
⑮	西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社	60	(100.0)	高速道路の点検・管理及び保全作業
⑯	西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社	80	(100.0)	高速道路の点検・管理
⑰	西日本高速道路ファシリティーズ株式会社	160	100.0	高速道路の点検・管理及び保全作業
⑱	西日本高速道路ビジネスサポート株式会社	30	100.0	不動産関連業務及び人材派遣業務
⑲	芦有ドライブウェイ株式会社	71	51.0	一般自動車道事業
⑳	NEXCO-West USA, Inc.	\$1,312,500	100.0	橋梁点検
㉑	株式会社富士技建	80	100.0	橋梁補修技術開発
㉒	株式会社ドゥユー大地	70	100.0	総合コンサルタント
㉓	株式会社Ligaric	75	100.0	ウルトラファインバブル(微細気泡)事業
㉔	NEXCO西日本コミュニケーションズ株式会社	35	100.0	広告事業
㉕	西日本高速道路リテール株式会社	71	(100.0)	PA内営業施設の店舗運営
㉖	西日本高速道路パトロール中国株式会社	20	(100.0)	高速道路の交通管理

- (注) 1. 議決権比率( )書きは、子会社保有の株式を含んでいます。
2. ⑲芦有ドライブウェイ株式会社は、同社に対する経営支援を目的として、平成27年3月19日付けで資本金を71百万円へ増資しました。
3. ⑳NEXCO-West USA, Inc. の資本金については、現地通貨略号及び現地通貨単位により記載を行っています。

4. 当社は、平成 26 年 12 月 10 日付けで③株式会社 L i g a r i c の株式を買収し、同社に対する議決権比率を 100.0%としました。
5. ⑤西日本高速道路リテール株式会社は、株式会社ハーブスを吸収合併存続会社、株式会社ボーチェ・オアシス及び株式会社クレッセを吸収合併消滅会社として吸収合併を行い、また、同社の商号変更により、平成 26 年 7 月 1 日に設立しました。
6. ⑥西日本高速道路パトロール中国株式会社は、関西地区及び中国地区における交通管理業務を実施していた⑧西日本高速道路パトロール関西株式会社を分割し、中国地区を管轄する新会社として平成 26 年 7 月 1 日に設立しました。

**(b) 持分法適用の子会社及び重要な関連会社の状況**

	名 称	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
①	沖縄道路サービス株式会社	30	(91.9)	P A 内営業施設の店舗運営
②	九州高速道路ターミナル株式会社	539	22.3	トラックターミナル、トレーラーヤード及び貨物保管施設の建設、管理、運営又は賃貸事業
③	株式会社 N E X C O システムズ	50	33.3	料金、経理、人事、給与等の基幹システムの運用管理
④	株式会社高速道路総合技術研究所	45	33.3	高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発
⑤	株式会社 N E X C O 保険サービス	15	33.3	損害保険代理業及び生命保険募集業
⑥	ハイウェイ・トール・システム株式会社	75	24.1	料金収受機械保守
⑦	日本高速道路インターナショナル株式会社	49	28.7	海外における高速道路事業

(注) 1. 議決権比率 ( ) 書きは、子会社保有の株式を含んでいます。

2. ⑦日本高速道路インターナショナル株式会社は、更なる経営効率化を図るため、平成 27 年 3 月 30 日付けで資本金を 49 百万円へ減資しました。

**(8) 当社グループの主な事業内容(平成 27 年 3 月 31 日現在)**

当社グループは、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、次の事業を営んでいます。

事業の種類別セグメント	主要な事業内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理

受託事業	国、地方公共団体の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
S A ・ P A 事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業等

## (9) 当社グループの主要な事業所(平成 27 年 3 月 31 日現在)

### ① 当社の主要な事業所

- (本社) 大阪市北区堂島一丁目 6 番 20 号
- (その他) 関西支社 (茨木市)
- 中国支社 (広島市)
- 四国支社 (高松市)
- 九州支社 (福岡市)

### ② 重要な子会社の本店所在地

- 西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社 (大阪市)
- 西日本高速道路ロジスティクス株式会社 (大阪市)
- 西日本高速道路リテール株式会社 (大阪市)
- 西日本高速道路サービス関西株式会社 (吹田市)
- 西日本高速道路サービス中国株式会社 (広島市)
- 西日本高速道路サービス四国株式会社 (高松市)
- 西日本高速道路サービス九州株式会社 (太宰府市)
- 西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社 (浦添市)
- 西日本高速道路パトロール関西株式会社 (大阪市)
- 西日本高速道路パトロール中国株式会社 (広島市)
- 西日本高速道路パトロール九州株式会社 (福岡市)
- 西日本高速道路メンテナンス関西株式会社 (茨木市)
- 西日本高速道路メンテナンス中国株式会社 (広島市)
- 西日本高速道路メンテナンス九州株式会社 (福岡市)
- 西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社 (茨木市)
- 西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社 (広島市)
- 西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社 (高松市)
- 西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社 (福岡市)
- 西日本高速道路ファシリティーズ株式会社 (茨木市)
- 西日本高速道路ビジネスサポート株式会社 (大阪市)
- 芦有ドライブウェイ株式会社 (芦屋市)
- NEXCO-We s t U S A, I n c. (米国)
- 株式会社富士技建 (大阪市)
- 株式会社ドュー大地 (広島市)
- 株式会社L i g a r i c (吹田市)
- 西日本コミュニケーションズ株式会社 (大阪市)

(10) 従業員の状況(平成 27 年 3 月 31 日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数 (人)
高速道路事業	12,377
受託事業	
S A ・ P A 事業	756
その他の事業	
全社 (共通)	374
計	13,507 <3,050>

(注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。) であり、臨時従業員数を < > で外書きしています。

2. 高速道路事業及び受託事業、S A ・ P A 事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
2,376 名	24 名増	41.3 歳	17 年 0 月

(注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。) であり、臨時従業員数は従業員数の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しています。

2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を含んでいます。

(11) 当社グループの主要な借入先の状況(平成 27 年 3 月 31 日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	46,288
株式会社三井住友銀行	28,530
株式会社三菱東京UFJ銀行	28,336

農林中央金庫	25,428
信金中央金庫	22,582

## 2. 会社の株式に関する事項(平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数                      380 百万株
- (2) 発行済株式の総数                      95 百万株
- (3) 株主数                                      1 名
- (4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数(株)	議決権比率(%)
財務大臣	95,000,000	100.00

## 3. 会社役員に関する事項(平成27年3月31日現在)

### (1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	山中 諄	—	南海電気鉄道株式会社取締役会長兼CEO
代表取締役社長	石塚 由成	会社の経営の統括・執行 監査部担当	—
代表取締役 専務執行役員	酒井 和広	会社の経営の執行補佐 技術本部、総務部、人事部 担当	—
取締役 常務執行役員	奥平 聖	建設事業本部長 広報CS推進本部長	—
取締役 常務執行役員	高倉 照正	保全サービス事業本部長 コンプライアンスに係る社 長特命事項	—
取締役 常務執行役員	桑田 俊一	事業開発本部長	—
取締役 常務執行役員	芝村 善治	経営企画本部長 財務部担当	—

監査役（常勤）	富沢 正行	—	—
監査役	土岐 憲三	—	立命館大学 衣笠 総合研究機構教授
監査役	槇野 勝美	—	—
監査役	上村 多恵子	—	京南倉庫株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 平成 26 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において、山中諒氏、石塚由成氏、酒井和広氏、奥平聖氏、高倉照正氏、桑田俊一氏及び芝村善治氏が取締役、富沢正行氏、土岐憲三氏、槇野勝美氏及び上村多恵子氏が監査役に選任されるとともに、同日付で、山中諒氏は取締役会長に、石塚由成氏は代表取締役社長に、酒井和広氏は代表取締役に、富沢正行氏は常勤監査役に選定され、それぞれ就任しました。
2. 平成 26 年 6 月 26 日開催の定時株主総会の終結の時をもって、取締役牧浦信一氏、常勤監査役赤松健氏及び監査役惣福脇亨氏が任期満了により退任しました。
3. 取締役の山中諒氏は、会社法第 2 条第十五号に定める社外取締役です。
4. 監査役の富沢正行氏、土岐憲三氏、槇野勝美氏及び上村多恵子氏は、会社法第 2 条第十六号に定める社外監査役です。
5. 社外取締役及び社外監査役と当社との間に開示すべき人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	8 名	115 百万円	(うち社外 1 名 一百万円)
監査役	6 名	36 百万円	(うち社外 6 名 36 百万円)

- (注) 1. 上記員数には、平成 26 年 6 月 26 日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役 1 名及び監査役 2 名を含んでいます。
2. 上記報酬額には、平成 26 年 6 月 26 日開催の定時株主総会決議に基づき、退任取締役 1 名及び監査役 2 名に支払った役員退職慰労金を含んでいます。
3. 上記のほか、役員退職慰労金引当金 10,047 千円（取締役 7,738 千円、監査役 2,308 千円）を当事業年度にて計上しています。

## (3) 社外役員に関する事項（当事業年度における主な活動状況）

社外取締役については、社外における豊富な知識・経験を当社の経営に活かすほか、独立した立場から経営を監督するなど、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として選任しています。



取締役会長山中諄氏は、当事業年度の取締役会 14 回の全てに出席し、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

社外監査役については、社外における豊富な知識・経験を監査業務に活かすほか、独立した立場から取締役の職務執行を監査するなど、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として選任しています。

監査役富沢正行氏は、平成 26 年 6 月 26 日の就任以後、当事業年度の取締役会 11 回の全てに、また、監査役会 10 回の全てに出席し、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

監査役土岐憲三氏は、当事業年度の取締役会 14 回のうち 13 回に、また、監査役会 14 回の全てに出席し、学識経験者としての専門的見地から、適宜発言を行いました。

監査役槇野勝美氏は、平成 26 年 6 月 26 日の就任以後、当事業年度の取締役会 11 回の全てに、また、監査役会 10 回の全てに出席し、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

監査役上村多恵子氏は、平成 26 年 6 月 26 日の就任以後、当事業年度の取締役会 11 回のうち 10 回に、また、監査役会 10 回の全てに出席し、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

平成 26 年 6 月 26 日に退任した監査役赤松健氏は、退任までの当事業年度開催の取締役会 3 回の全てに、また、監査役会 4 回の全てに出席し、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

平成 26 年 6 月 26 日に退任した監査役惣福脇亨氏は、退任までの当事業年度開催の取締役会 3 回の全てに、また、監査役会 4 回の全てに出席し、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	76,020 千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	91,620 千円

(注)1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 上記報酬等の額には、当社が監査法人に支払った社債発行に係るコンフォートレター作成業務の対価 8 百万円を含んでいます。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針（平成 27 年 3 月 31 日時点）

会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が、会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役会が、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任のために必要な会社法上の手続きを行います。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、平成 27 年 5 月 28 日付け監査役会決議に基づき、当該方針の一部が変更されています。

## 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容（平成 27 年 3 月 31 日時点）

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役及び使用人が実践すべき指針である「NEXCO 西日本グループ行動憲章（以下「行動憲章」といいます。）」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、「グループ理念」の実現を目指し、適正に職務を遂行します。

取締役会は、独立性を有する社外取締役を含む全取締役で構成し、定例の取締役会を原則として月 1 回開催して重要事項の決議を行うほか、定期的に業務執行状況の報告を行います。

取締役の遵法精神の徹底と、より高度な倫理観の確立並びに秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止を図るため、構成員に外部委員を含むコンプライアンス委員会を定期的に開催するなど、コンプライアンス体制の適正な確保を図ります。

コンプライアンス通報・相談窓口を社内及び社外（弁護士）に設置し、不祥事の早期発見、未然防止を図るとともに、通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。

取締役は、法令又は定款に違反するおそれのある事実を発見した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然として対応し、断固としてこれを排除します。また、監査役がこれらの事実に関して助言又は勧告を行った場合は、これを尊重します。

※平成 26 事業年度：取締役会 14 回開催

※平成 26 事業年度：コンプライアンス委員会 2 回開催

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録及び資料を含め、職務の執行や意思決定過程に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、社内規則に基づき適切に保存及び管理するとともに、適切な情報開示に努めます。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

道路構造物等の安全性・健全性を含む高速道路の安全・安心、お客さま・国民の信頼、また事業活動全般の健全性の確保を図るため、当社の経営リスクに関して、取締役を構成員に含む経営リスク管理委員会を設置し、リスクマネジメント基本方針に基づく適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、同委員会の総括的な管理のもと、分野別に分科会を設置してリスク対策を行い、常に適切に運用されるよう継続的に改善を図ります。

入札契約手続については、外部の有識者を構成員とする入札監視委員会を定期的開催するなど、透明性・公正性の確保に努めます。

また、大規模災害等には災害対策基本法、国民保護法等の法令の規定に従い適切に対応するため、危機管理防災専門部署が中心となって策定した事業継続計画（BCP）を活用するとともに、自治体等との包括協定・災害協力協定等に基づく連携を図り、グループ全体での災害対応力の強化を図ります。

※平成 26 事業年度：経営リスク管理委員会 1 回開催（分野別分科会は適時開催）

※関係機関を交えた災害図上訓練等の実施

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画を策定し適切な目標管理を行うとともに、その進捗状況について定期的に検証するなど、業務を効率的に実施する仕組みを確保します。

取締役は、組織規程や権限・責任規程等の社内規程に基づき、その職務分担と各職位の権限・責任を明確にし、効率的な職務執行を行います。

取締役会で決議する事項については、社内での意思の疎通、情報の共有を図り、経営の効率化に資するよう、原則として、経営会議で事前に協議します。

※平成 26 事業年度：経営会議 22 回開催

## (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、行動憲章その他社内規則の遵守を社内に恒常的に浸透させるため、コンプライアンス担当の取締役を置き、担当取締役は、取締役会に職務の執行状況を報

告します。

使用人の遵法精神の徹底と、より高度な倫理観の確立並びに秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止を図るため、コンプライアンス委員会を定期的に開催するなど、コンプライアンス体制の適正な確保を図ります。

社内及び社外（弁護士）のコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、不祥事の早期発見、未然防止を図ります。通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。

監査部による継続的な監査の実施を通じて、業務運営の適正性と経営効率の向上等を図ります。

※平成 26 事業年度：コンプライアンス委員会 2 回開催（再掲）

#### **(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

グループ全ての構成員が実践すべき指針として制定した行動憲章に則り、企業の社会的責任を果たすとともに、「グループ理念」に掲げる社会に貢献するグループを目指します。また、グループの運営に係る規則に基づき、グループの業務を適正かつ効率的に運営するとともに、グループの連絡会議等を通じて意思疎通を密にします。

監査部は、業務の適正かつ効率的な執行の確保、内部統制の確立を支援するため、定期的に監査を実施します。また監査役が必要に応じて業務状況等を調査・確認できる体制を構築します。

グループ共通のリスクマネジメント並びに社内及び社外（弁護士）のコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、リスク又は不祥事の早期発見、未然防止を図るとともに、通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。

※平成 26 事業年度：経営交流会議 2 回及びグループ会社トップミーティング開催

#### **(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の職務を補助する専任の使用人をおくこととし、監査役から当該使用人の充実を求められた場合は、これを尊重します。

#### **(8) 前記の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項**

監査役の職務を補助する使用人の指揮命令は監査役が行うとともに、その人事異動及び評価については、監査役の意見を徴し、これを尊重します。

**(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制**

取締役は、監査役に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、その他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、直ちに報告を行います。

さらに取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明又は報告を求められた場合は、速やかに当該事項について説明又は報告を行います。

**(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

重要な業務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項については、監査役の出席する経営会議に報告します。

また、監査役と取締役との意見交換を定期的実施するほか監査役と監査部及び会計監査人との定期的な情報交換を実施するとともに、監査役が、その監査が実効的に行われることを確保するため、重要な会議への出席など必要な措置を求めた場合は、これを尊重します。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、平成 27 年 4 月 23 日付け取締役会決議に基づき、当該決議の一部が変更されています。

**6. 決算期後に生じた当社グループの状況に関する重要な事実**

特に記載すべき事項はありません。

# 第10期 計算関係書類

会社法第435条第2項に定める計算書類  
会社法第444条第3項に定める連結計算書類

〔 平成 26 年 4 月 1 日 から  
平成 27 年 3 月 31 日 まで 〕

西日本高速道路株式会社

(注) 本書類における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連 結 貸 借 対 照 表

平成27年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金		83,409
高速道路事業営業未収入金		72,504
短期貸付金		35
有価証券		60,600
仕掛道路資産		449,651
その他		38,822
貸倒引当金		△ 29
流動資産合計		704,993
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
建物及び構築物	98,136	
減価償却累計額	△ 29,592	
減損損失累計額	△ 141	68,402
機械装置及び運搬具	141,047	
減価償却累計額	△ 85,520	55,527
土地		85,876
その他	27,499	
減価償却累計額	△ 13,535	13,964
有形固定資産合計		223,770
2. 無形固定資産		8,362
3. 投資その他の資産		
長期前払費用		2,412
退職給付に係る資産		1,496
その他		10,441
貸倒引当金		△ 338
投資その他の資産合計		14,012
固定資産合計		246,145
III 繰延資産		574
資 産 合 計		951,713

(単位：百万円)

科 目	金 額
負 債 の 部	
I 流動負債	
支払手形及び買掛金	12,415
高速道路事業営業未払金	169,314
1年内返済予定の長期借入金	2
未払法人税等	4,286
受託業務前受金	3,375
前受金	1,206
賞与引当金	3,687
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	42
回数券払戻引当金	204
その他	38,706
流動負債合計	233,241
II 固定負債	
道路建設関係社債	211,366
道路建設関係長期借入金	229,596
長期借入金	88
役員退職慰労引当金	320
ETCマイレージサービス引当金	9,394
退職給付に係る負債	80,725
その他	25,486
固定負債合計	556,978
負債合計	790,220
純 資 産 の 部	
I 株主資本	
資本金	47,500
資本剰余金	55,497
利益剰余金	67,381
株主資本合計	170,379
II その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	29
為替換算調整勘定	22
退職給付に係る調整累計額	△ 9,007
その他の包括利益累計額合計	△ 8,955
III 少数株主持分	
少数株主持分	69
少数株主持分合計	69
純 資 産 合 計	161,493
負債・純資産合計	951,713

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。



## 連 結 損 益 計 算 書

平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I. 営業収益		1,012,023
II. 営業費用		
道路資産賃借料	521,035	
高速道路等事業管理費及び売上原価	406,083	
販売費及び一般管理費	79,380	1,006,498
営業利益		5,525
III. 営業外収益		
受取利息	94	
受取配当金	11	
負ののれん償却額	415	
持分法による投資利益	309	
土地物件貸付料	586	
固定資産受贈益	330	
その他	957	2,704
IV. 営業外費用		
支払利息	30	
損害賠償金	113	
その他	113	257
経常利益		7,972
V. 特別利益		
固定資産売却益	97	
抱合せ株式消滅差益	357	
その他	19	473
VI. 特別損失		
固定資産売却損	51	
固定資産除却損	51	
減損損失	76	
損害賠償金	331	
災害による損失	244	
その他	51	806
税金等調整前当期純利益		7,639
法人税、住民税及び事業税	4,915	
法人税等調整額	△ 213	4,701
少数株主損益調整前当期純利益		2,938
少数株主損失		82
当期純利益		3,021

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

## 連結株主資本等変動計算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	47,500	55,497	67,219	170,217
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 2,859	△ 2,859
会計方針の変更を反映した 当期首残高	47,500	55,497	64,360	167,357
当期変動額				
当期純利益			3,021	3,021
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	3,021	3,021
当期末残高	47,500	55,497	67,381	170,379

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	21	11	△ 11,056	△ 11,022	156	159,351
会計方針の変更による 累積的影響額						△ 2,859
会計方針の変更を反映した 当期首残高	21	11	△ 11,056	△ 11,022	156	156,491
当期変動額						
当期純利益						3,021
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	7	10	2,048	2,066	△ 86	1,979
当期変動額合計	7	10	2,048	2,066	△ 86	5,001
当期末残高	29	22	△ 9,007	△ 8,955	69	161,493

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

#### 一 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 26社

主要な連結子会社の名称

西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

沖縄道路サービス(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

##### (3) 連結の範囲の変更

当連結会計年度において平成26年7月1日付けで(株)ハープスを存続会社として(株)ポーチェ・オアシス及び(株)クレッセを吸収合併し、存続会社の商号を西日本高速道路リテール(株)に変更しました。また、西日本高速道路パトロール中国(株)は平成26年7月1日付けで西日本高速道路パトロール関西(株)の会社分割により設立したため、連結の範囲に含めています。

なお、非連結子会社であった(株)ハートネットは連結子会社である(株)ハープス（西日本高速道路リテール(株)に商号変更）と合併しました。

#### 二 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社の名称

持分法適用の非連結子会社数 1社

会社の名称

沖縄道路サービス(株)

持分法適用の関連会社数 6社

主要な会社の名称

九州高速道路ターミナル(株)

##### (2) 持分法を適用していない関連会社（TSK(株)）は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

#### 三 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっています。

###### ② たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

商品・原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械及び装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

## ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

## ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

## (3) 重要な引当金の計上基準

## ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

## ② 賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。

## ③ ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。

## ④ 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

## ⑤ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。

## ⑥ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

## (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

## ① 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

## ② 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生した連結会計年度）から費用処理しています。

なお、連結子会社のうち1社は、会計基準変更時差異（256百万円）を15年による均等額で費用処理しています。

## ③ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

- ④ ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準  
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。
- ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。  
なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。
- ⑥ 負ののれんの償却に関する事項  
平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生原因に応じ20年以内で均等償却しています。  
平成22年4月1日以降に発生した負ののれんは、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しています。
- ⑦ 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成24年5月17日 企業会計基準第26号。以下「退職給付会計基準」といいます。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成27年3月26日 企業会計基準適用指針第25号。以下「退職給付適用指針」といいます。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が675百万円、退職給付に係る負債が3,299百万円増加し、利益剰余金が2,859百万円減少しています。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微です。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額は30.10円減少し、1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微です。潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため影響ありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

### 連結損益計算書

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示していた「固定資産受贈益」は、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため、区分掲記しています。

なお、前連結会計年度における「固定資産受贈益」は、24百万円です。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

## 一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債211,366百万円（額面211,400百万円）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債334,000百万円（額面334,000百万円）の担保に供しています。

## 二 保証債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	1,410,260 百万円
東日本高速道路(株)	6 百万円
中日本高速道路(株)	8 百万円
合 計	1,410,276 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当連結会計年度に引き渡した道路建設関係長期借入金50,404百万円及び道路建設関係社債214,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。

- ① 日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 2,354 百万円

- ② 民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 489,404 百万円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 95,000,000 株

## 6. 金融商品に関する注記

## 一 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用について一時的に生じる余資を安全性の高い金融資産（譲渡性預金等）により運用しています。

また、資金調達については、主に高速道路の新設、改築、修繕等に要する資金として、必要な資金を社債の発行又は金融機関からの借入れにより調達しています。

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っています。

有価証券は主に譲渡性預金であり、一時的に生じる余資の資金運用として格付けの高い金融機関等との間で1ヶ月以内の取引を行っています。

投資有価証券は主に当社及び一部の連結子会社が有する株式であり、価格の変動リスク等に晒されていますが、主に業務上の関係を有する非上場株式（関連会社株式含む）です。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっています。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金、道路建設関係長期借入金、長期借入金）は、主に高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る借入金であり、その一部は金利の変動リスクに晒されています。

道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る資金調達であり、道路の建設終了後（改築、修繕、災害復旧の場合は完成後）に、道路資産と社債を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ引き渡すこととされています。

## 二 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	83,409	83,409	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金	72,504 △ 29		
	72,474	72,474	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	60,797	60,797	—
(4) 高速道路事業営業未払金	(169,314)	(169,314)	—
(5) 1年内返済予定の長期借入金	(2)	(2)	0
(6) 道路建設関係社債	(211,366)	(216,958)	5,592
(7) 道路建設関係長期借入金	(229,596)	(230,161)	565
(8) 長期借入金	(88)	(121)	32

（\*）負債に計上されるものについては、（ ）で示しています。

## （注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## (1) 現金及び預金、並びに(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

## (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、譲渡性預金はすべて短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

## (4) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

## (5) 1年内返済予定の長期借入金、並びに(7) 道路建設関係長期借入金、並びに(8) 長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっています。

変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

## (6) 道路建設関係社債

これらの時価は、公社債店頭売買参考統計値に表示されている当社発行の債券ごとの価格をもって算定しています。

## 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額4,195百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

## 一 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸マンション等を有し、滋賀県以西の高速道路内のサービスエリア、パーキングエリアの施設を賃貸不動産として有しています。

## 二 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
95,807	89,374

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に準拠して自社で算定した額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）です。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,699.19 円
1株当たり当期純利益金額	31.81 円

## 9. 重要な後発事象に関する注記

## 多額な社債の発行

当社は、平成27年3月19日開催の取締役会の決議（社債180,000百万円以内）に基づき、平成27年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しています。

区分	西日本高速道路株式会社第26回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	25,000百万円
利率	年0.604パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき100円
払込期日	平成27年5月21日
償還期日	平成37年5月21日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受



## 貸借対照表

平成27年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金		80,462
高速道路事業営業未収入金		72,504
未収入金		6,295
短期貸付金		5,030
リース投資資産		1,001
有価証券		60,500
仕掛道路資産		451,581
原材料		533
貯蔵品		1,313
受託業務前払金		2,273
前払金		2,067
前払費用		980
繰延税金資産		3,720
その他の流動資産		10,593
貸倒引当金		△ 24
流動資産合計		698,833
II 固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	2,134	
減価償却累計額	△ 886	1,247
構築物	43,049	
減価償却累計額	△ 8,368	34,681
機械及び装置	115,833	
減価償却累計額	△ 67,311	48,521
車両運搬具	19,857	
減価償却累計額	△ 15,523	4,333
工具、器具及び備品	8,225	
減価償却累計額	△ 5,235	2,989
土地		495
リース資産	207	
減価償却累計額	△ 48	158
建設仮勘定		3,935
無形固定資産		3,060
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	24,486	
減価償却累計額	△ 7,632	16,853
構築物	6,720	
減価償却累計額	△ 3,411	3,308
機械及び装置	2,456	
減価償却累計額	△ 1,044	1,411
工具、器具及び備品	242	
減価償却累計額	△ 108	134
土地		67,490
リース資産	69	
減価償却累計額	△ 26	43
建設仮勘定		958
無形固定資産		189
		90,200
		90,389

(単位：百万円)

科 目	金 額	
C 各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	9,688	
減価償却累計額	<u>△ 3,410</u>	6,277
構築物	943	
減価償却累計額	<u>△ 446</u>	496
機械及び装置	305	
減価償却累計額	<u>△ 173</u>	131
車両運搬具	0	
減価償却累計額	<u>△ 0</u>	0
工具、器具及び備品	2,846	
減価償却累計額	<u>△ 1,837</u>	1,008
土地		11,102
リース資産	2,569	
減価償却累計額	<u>△ 1,505</u>	1,063
建設仮勘定		51
無形固定資産		<u>3,639</u>
D その他の固定資産		
有形固定資産		
建物	166	
減価償却累計額	<u>△ 37</u>	
減損損失累計額	<u>△ 51</u>	77
構築物	16	
減価償却累計額	<u>△ 9</u>	6
土地		435
E 投資その他の資産		
関係会社株式		5,837
投資有価証券		211
長期貸付金		1,678
長期前払費用		2,321
その他の投資等		1,591
貸倒引当金		<u>△ 315</u>
固定資産合計		<u>225,429</u>
III 繰延資産		
道路建設関係社債発行費		<u>574</u>
繰延資産合計		<u>574</u>
資 産 合 計		<u>924,837</u>

(単位：百万円)

科 目	金 額	
負 債 の 部		
<b>I 流動負債</b>		
高速道路事業営業未払金		188,363
1年以内返済予定長期借入金		2
リース債務		422
未払金		23,219
未払費用		722
未払法人税等		3,220
預り連絡料金		5,588
預り金		24,575
受託業務前受金		3,375
前受金		1,186
前受収益		7
賞与引当金		1,445
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金		42
回数券払戻引当金		204
その他の流動負債		4,194
流動負債合計		256,571
<b>II 固定負債</b>		
道路建設関係社債		211,366
道路建設関係長期借入金		229,596
その他の長期借入金		18
リース債務		917
繰延税金負債		30
受入保証金		7,784
退職給付引当金		66,039
役員退職慰労引当金		46
E T Cマイレージサービス引当金		9,394
関門トンネル事業履行義務債務		2,443
資産除去債務		196
その他の固定負債		0
固定負債合計		527,833
<b>負債合計</b>		<b>784,404</b>
<b>純 資 産 の 部</b>		
<b>I 株主資本</b>		
資本金		47,500
資本剰余金		
資本準備金		47,500
その他資本剰余金		7,997
資本剰余金合計		55,497
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	19,441	
繰越利益剰余金	18,001	37,443
利益剰余金合計		37,443
株主資本合計		140,440
<b>II 評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金		△ 7
評価・換算差額等合計		△ 7
<b>純 資 産 合 計</b>		<b>140,433</b>
<b>負債・純資産合計</b>		<b>924,837</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

## 損 益 計 算 書

平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I. 高速道路事業営業損益		
1. 営業収益		
料金収入	718,334	
道路資産完成高	240,096	
その他の売上高	675	959,107
2. 営業費用		
道路資産賃借料	521,035	
道路資産完成原価	240,096	
管理費用	198,861	959,993
高速道路事業営業損失		886
II. 関連事業営業損益		
1. 営業収益		
直轄高速道路事業収入	348	
受託業務収入	7,574	
S A・P A事業収入	10,550	
その他の事業収入	1,960	20,434
2. 営業費用		
直轄高速道路事業費	348	
受託業務事業費	7,464	
S A・P A事業費	7,899	
その他の事業費用	2,980	18,693
関連事業営業利益		1,740
全事業営業利益		854
III. 営業外収益		
受取利息		11
有価証券利息		85
受取配当金		1,445
土地物件貸付料		491
固定資産受贈益		330
雑収入		584
		2,949
IV. 営業外費用		
支払利息		9
回数券払戻損		17
損害賠償金		23
たな卸資産処分損		22
雑損失		21
経常利益		3,709
V. 特別利益		
固定資産売却益		93
その他特別利益		0
		94
VI. 特別損失		
固定資産売却損		13
減損損失		70
損害賠償金		331
関係会社株式評価損		161
税引前当期純利益		576
法人税、住民税及び事業税		3,227
法人税等調整額		3,120
当期純利益		△ 390
		2,730
		497

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

## 株主資本等変動計算書

平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計	評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				その他有価証券 評価差額金	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497	22,670	17,541	40,211	143,209	—	143,209
会計方針の変更による 累積的影響額						△ 3,266	△ 3,266	△ 3,266		△ 3,266
会計方針の変更を反映した 当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497	22,670	14,275	36,945	139,943	—	139,943
当期変動額										
別途積立金の取崩					△ 3,228	3,228	—	—		—
当期純利益						497	497	497		497
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）									△ 7	△ 7
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 3,228	3,726	497	497	△ 7	490
当期末残高	47,500	47,500	7,997	55,497	19,441	18,001	37,443	140,440	△ 7	140,433

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 一 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法によっています。
- ② その他有価証券  
時価のないもの  
移動平均法による原価法によっています。

##### (2) たな卸資産

- ① 仕掛道路資産  
個別法による原価法によっています。  
仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等其他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。  
なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。
- ② 原材料・貯蔵品  
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

#### 二 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械及び装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

##### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

#### 三 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

##### (3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。

##### (4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

##### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。  
未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

##### (6) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。

##### (7) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

#### 四 収益及び費用の計上基準

##### (1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

##### (2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

#### 五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

#### 2. 会計方針の変更に関する注記

##### 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成24年5月17日 企業会計基準第26号。以下「退職給付会計基準」といいます。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成27年3月26日 企業会計基準適用指針第25号。以下「退職給付適用指針」といいます。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しています。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が3,266百万円増加し、繰越利益剰余金が同額減少しています。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額は34.38円減少し、1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微です。潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため影響ありません。

#### 3. 表示方法の変更に関する注記

##### 損益計算書

前事業年度まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示していた「固定資産受贈益」は、当事業年度において、金額的重要性が増したため、区分掲記しています。

なお、前事業年度における「固定資産受贈益」は、24百万円です。

前事業年度まで営業外費用の「雑損失」に含めて表示していた「回数券払戻損」は、当事業年度において、金額的重要性が増したため、区分掲記しています。

なお、前事業年度における「回数券払戻損」は、4百万円です。

前事業年度まで特別損失の「その他特別損失」に含めて表示していた「関係会社株式評価損」は、当該事業年度において、金額的重要性が増したため、区分掲記しています。

なお、前事業年度における「関係会社株式評価損」は、68百万円です。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

##### 一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債211,366百万円（額面211,400百万円）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債334,000百万円（額面334,000百万円）の担保に供しています。

## 二 保証債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	1,410,260 百万円
東日本高速道路(株)	6 百万円
中日本高速道路(株)	8 百万円
合計	1,410,276 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当事業年度に引き渡した道路建設関係長期借入金50,404百万円及び道路建設関係債214,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。

- ① 日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 2,354 百万円

- ② 民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 489,404 百万円

## 三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	5,076 百万円
短期金銭債務	46,749 百万円
長期金銭債権	1,610 百万円
長期金銭債務	828 百万円

## 四 関門トンネル事業履行義務債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引き継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当事業年度末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。

## 5. 損益計算書に関する注記

## 関係会社との取引高

## 営業取引による取引高

営業収益	11,068 百万円
営業費用	111,011 百万円
営業取引以外の取引による取引高	2,932 百万円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

## 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 95,000,000 株

## 7. 税効果会計に関する注記

## 一 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

## 繰延税金資産

継続損益工事費	3,238 百万円
賞与引当金	477 百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	13 百万円
退職給付引当金	21,274 百万円
E T Cマイレージサービス引当金	3,026 百万円
事業税	413 百万円
繰延資産	66 百万円
ハイウェイカード前受金益金算入額	235 百万円
E T C前受金益金算入額	119 百万円
減価償却費	826 百万円
その他	2,223 百万円
繰延税金資産小計	31,914 百万円
評価性引当額	△ 28,194 百万円
繰延税金資産合計	3,720 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△ 30 百万円
繰延税金負債合計	△ 30 百万円
繰延税金資産の純額	3,690 百万円



## 二 実効税率の変更

平成27年3月31日付けで「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.6%から33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%に変更しています。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額が290百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。

## 8. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1年内	456,817 百万円
1年超	19,428,871 百万円
合 計	19,885,688 百万円

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。

2. 道路資産の賃借料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されます。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されます。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

## 一 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	521,035	高速道路事業営業未払金	110,573
			道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡	240,096	高速道路事業営業未収入金	6,395
				債務の引渡及び債務保証(注1)	264,404	—	—
			借入金等の連帯債務	債務保証(注2)(注3)	1,637,615	—	—
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路(株)	なし	借入金の連帯債務	債務保証(注3)	6	—	—
			料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等	35,553	高速道路事業営業未払金	6,411
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	中日本高速道路(株)	なし	借入金の連帯債務	債務保証(注3)	8	—	—

取引金額には料金収入の精算による支払等を除き消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んでいます。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、民営化以降民間金融機関から調達した借入金及び社債について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。

2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。

3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。

## 二 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社	(所有)直接100%	S A ・ P A 事業	資金貸借取引(注1)		— 預り金	12,434

期末残高には消費税等を含んでいます。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金貸借取引については、グループファイナンスの基本契約に基づくCMS（統括会社がグループ企業の資金調達・運用を代行し、資金の効率化を目的としたシステム）により資金が日々移動するため、取引金額は記載せず、期末残高のみ記載しています。また、金利は市場金利を勘案して合理的に決定されています。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,478.25円
1株当たり当期純利益金額	5.24円

## 11. 重要な後発事象に関する注記

## 多額な社債の発行

当社は、平成27年3月19日開催の取締役会の決議（社債180,000百万円以内）に基づき、平成27年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しています。

区分	西日本高速道路株式会社第26回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	25,000百万円
利率	年0.604パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき100円
払込期日	平成27年5月21日
償還期日	平成37年5月21日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月27日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂井俊介 ㊦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 守谷義広 ㊦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野呂貴生 ㊦

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西日本高速道路株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月27日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂井俊介 ㊦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 守谷義広 ㊦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野呂貴生 ㊦

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西日本高速道路株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書（謄本）

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、第9期監査報告にて、内部統制システムに関する取締役会決議の見直しと毎年一定の時期に、見直さないことも含めた取締役会決議を行うことを提言したことを受け、平成26年8月21日及び平成27年4月23日の取締役会にて決議が適正に見直しされていることを確認しております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (4) 技術的視点から見た業務状況結果

各支社における災害危険箇所を実査し、災害対応に関する状況及び対策を把握しました。

平成27年5月28日

西日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 富沢 正行 印

社外監査役 土岐 憲三 印

社外監査役 槇野 勝美 印

社外監査役 上村 多恵子 印